

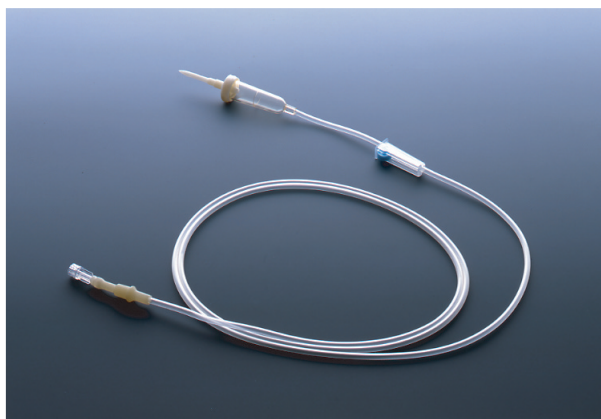
アトム輸液セットIV-65の20滴≒1mLへの変更のお知らせ

弊社発売のアトム輸液セットIV-65につきましては、厚生労働省告示第112号(平成17年3月25日付)により、1mL当たりの滴数を約15滴から約20滴へ変更いたします。

※アトム定量輸液セットIV-76につきましては、60滴≒1mLで変更ありません。

■変更製品

アトム輸液セットIV-65



■変更時期

平成19年12月末までに在庫が無くなり次第、変更製品の出荷を開始します。

■変更内容

- 1mL当たりの滴数を約15滴から約20滴へ変更いたします。

<旧製品>

<変更製品>

1mL ≒ 15滴



1mL ≒ 20滴



製品仕様の変更に伴い、新旧製品が混在する期間があります。ご使用の際には、製品の包装に記載されている1mL当たりの滴数を必ずご確認ください。



アトムメディカル株式会社